

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に
寄附を

贈らない！！

有権者は政治家に
寄附を

求めない！！

政治家から有権者
への寄附は

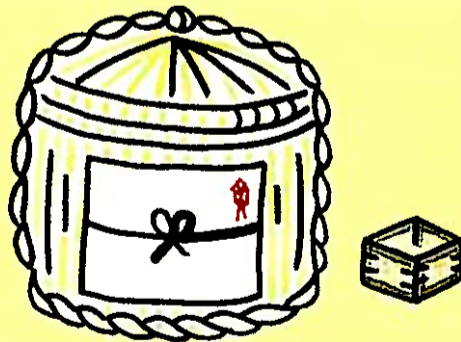
受け取らない！！

**政治家の寄附は禁止。
有権者が求める
ことも禁止。**



政治家が選挙区内の者に、お金や物などを贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

このようなものが
**寄附禁止の
対象です！**



お祭りへの寄附や差し入れ



地域の運動会やスポーツ大会への
飲食物の差し入れ



入学祝・卒業祝



お中元やお歳暮



病気見舞い

寄附禁止のルールを守りましょう

政治家の寄附の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や理由のいかんを問わず禁止されており罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対するもの及び自らが行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。（政党に対するものは除かれます）

後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されます。

あいさつを目的とする有料広告

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

会費の明記をお願いします

会費を徴収する忘年会や新年会その他の集まりで、政治家の方を招く場合には、必ず案内状に会費の明記をお願いします。会費は他の参加者と同じの金額になります。

三ない運動を
実践しましょう

贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

